

介護職員等によるたんの吸引等の実施に係る制度について

平成 31 年 3 月 山口県健康福祉部長寿社会課地域包括ケア推進班

1 「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正について

(1) 法改正の概要

介護職員等による喀痰吸引等の医療的ケアについては、平成 24 年 4 月 1 日から、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和 62 年法律第 30 号。）の一部改正により、県の登録を受けた喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）において、県の認定を受けた認定特定行為業務従事者及び新介護福祉士が一定の条件の下で行えることとなった。

(2) 実施可能な行為

- ① 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- ② 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻）

※研修の課程に応じて実地研修を修了した行為で、県から認定を受けた行為のみ実施可能

(3) 実施可能な介護職員等

① 新介護福祉士

国家資格をもって、医療的ケアを実施することができる。（平成 28 年度施行）

※ただし、養成課程等において実地研修を修了した行為のみ

② 介護職員等（認定特定行為業務従事者としてケアを実施する旧介護福祉士を含む）

都道府県又は都道府県に登録した研修機関による、喀痰吸引等研修を修了した介護職員等が対象。研修修了後は、都道府県から「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要がある。

2 研修実施予定、登録事務等について

(1) 喀痰吸引等研修

喀痰吸引等研修は県又は県の登録を受けた登録研修機関のみが実施することができる。

① 県による実施

研修種別	平成 30 年度 実施	平成 31（2019）年度 実施（予定）
不特定多数の者対象	90 名×1 回 (内、基本研修免除者 30 名)	140 名×1 回 (内、基本研修免除者 80 名)
特定の者対象	50 名×2 回	50 名×2 回

② 登録研修機関による実施

県の登録を受けた「登録研修機関」の一覧表（登録研修機関登録簿）を県庁（長寿社会課及び障害者支援課）ホームページに掲載しているので参照のこと。

なお、研修日程等の問合せや受講申込等は各登録研修機関に行うこと。

◆登録研修機関登録状況（平成31年1月25日現在）

研修種別	登録数
不特定多数の者対象研修	6
特定の者対象研修	2

◆登録研修機関の登録について

- ・ 喀痰吸引等研修（「不特定多数の者対象」、「特定の者対象」）を実施しようとする者は登録研修機関として県の登録を受ける必要がある。
- ・ 登録手続き、登録基準等は県庁（長寿社会課及び障害者支援課）ホームページに掲載しているので参照のこと。

（2）登録・認定状況（平成31年1月25日現在）

事務内容	登録数・認定数
登録特定行為事業者登録	265件
認定特定行為業務従事者認定証交付	3,856件
登録研修機関登録	8件

※各種手続き、基準等については県庁（長寿社会課及び障害者支援課）HPに掲載